

令和3年松前町告示第21号

松前町ブロック塀等安全対策事業費補助金交付要綱を次のように公表する。

令和3年3月26日

松前町長 岡 本 靖

松前町ブロック塀等安全対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、避難路に面したブロック塀等について地震による倒壊等の被害を防ぐために行う工事を実施する者に対し、町が予算の範囲内において松前町ブロック塀等安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀 補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (2) ブロック塀等 ブロック塀及び組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。
- (3) 避難路 住宅又は事業所から指定緊急避難場所又は指定避難所等へ至る道で、町長が松前町耐震改修促進計画（平成20年4月1日策定）において耐震化を図る対象として設定しているものをいう。
- (4) 対策工事 避難路に面するブロック塀等であって、ブロック塀の点検のチェックポイント（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知の別紙1）による点検により安全対策が必要と判断されたものに係る除却又は建替え（建替えについては、その結果、地震に対して安全な構造となるものに限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対策工事を実施しようとするブロック塀等の存する土地の所有者、当該所有者と親子関係にある者又は当該ブロック塀等の関係者で町長が特に認めるものとする。ただし、町税等（町税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）を完納していなければならない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う対策工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、ブロック塀等の延長1メートル当たり8万円を限度とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、30万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめブロック塀等安全対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請し

なければならない。

- (1) 対策工事を行うブロック塀等の付近見取図、避難路の幅員が分かる配置図（除却又は建替えの内容が記載されたもの）、現況写真等
  - (2) 点検表
  - (3) 対策事業費補助金算定表
  - (4) 対策工事に係る見積内訳書
  - (5) 申請者がブロック塀等の存する土地の所有者以外である場合にあっては、誓約書（様式第2号）
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、第11条第2項の規定による補助金の代理受領を予定している場合は、前項の申請書に、同項各号に定めるもののほか、代理受領予定届出書（様式第3号）を添付しなければならない。
- （交付決定）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定しブロック塀等安全対策事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不相当と認めるときはその旨を書面により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付すことがある。
- （変更等承認申請）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた対策工事（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめブロック塀等安全対策事業費補助金変更等承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときはブロック塀等安全対策事業費補助金変更等承認通知書（様式第6号）により、不相当と認めるときはその旨を書面により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。
- （対策工事の完了）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定日の属する年度の2月28日までに補助事業を完了しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の期日までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめその旨を書面で町長に届け出て、町長の指示を受けなければならない。
- （完了報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにブロック塀等安全対策事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 完了時における報告書
- (2) 対策工事写真（工事内容が確認できるもの）
- (3) 補助事業に係る請負契約書の写し

(4) 第5条第2項の規定による代理受領予定届出書を提出していない場合にあっては、補助事業に係る領収書の写し

(5) その他町長が必要と認める書類  
(額の確定)

第10条 町長は、補助事業者から前条の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、ブロック塀等安全対策事業費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた補助事業者は、ブロック塀等安全対策事業費補助金請求書(様式第9号)により、補助金の請求を行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の請求を行うに当たり、当該補助金の受領を工事施工業者に委任することができる。この場合においては、同項の補助金請求書に代理受領に係る委任状(様式第10号)及び対策工事の代金の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は、補助事業者から前条第1項の規定による補助金請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該補助事業者の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第13条 町長は、補助事業について適正な執行を確保するため、補助事業者に対して必要に応じて検査し、指示を行い、又は書類の提出若しくは報告を求めることがある。この場合において、当該補助事業者は、これに協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 補助金の交付について、不正の行為があったとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、ブロック塀等安全対策事業費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、同項後段の規定に基づき補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、返還期限及び返還方法を通知するものとする。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、町長の承認を受けずに処分してはならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。